

第69回文化審議会国語分科会・議事録

平成30年11月22日(月)
15時30分～17時00分
文部科学省15階・15F特別会議室

〔出席者〕

(委員) 伊東分科会長, 沖森副分科会長, 青木, 石黒, 井上, 入部, 岩田, 神吉, 川瀬, 川端, 三枝, 塩田, 関根, 戸田, 野田, 松岡, 村田, 森山, やすみ, 山田, 結城各委員(計21名)

(文部科学省・文化庁) 内藤審議官, 高橋国語課長, 饗場国語課長補佐, 平山専門官, 藤山日本語教育専門官, 田中専門官, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官, ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会(第68回)議事録(案)
- 2 文化審議会国語分科会の会議の公開について(改正案)
- 3 日本語教育小委員会の審議状況について
- 4 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(二次報告案)」(日本語教師【初任】(活動分野:就労者,難民等,海外)研修内容)
- 5 日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点(案)
- 6 国語課題小委員会の審議状況について
- 7 「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)(案)
- 8 文化審議会国語分科会の今後の開催予定(案)

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 新・文化庁の組織について
- 3 平成31年度概算要求参考資料(平成30年8月)
- 4-1 スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件(衆議院文部科学委員会)
- 4-2 スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院文教科学委員会)

〔参考配布資料〕

- 平成30年度危機的な状況にある言語・方言サミット(宮古島大会)チラシ
- 平成29年度「国語に関する世論調査」(日本語教育小委員会委員のみ)
- 平成29年度国内の日本語教育の概要(国語課題小委員会委員のみ)

〔机上資料〕

- 国語関係告示・訓令集
- 国語関係答申・建議集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について
- 改定常用漢字表
- 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)
- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について

〔経過概要〕

- 1 事務局から事務局の異動（内藤審議官及び饗場国語課長補佐就任）について紹介があり、内藤審議官から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 事務局から、配布資料2「文化審議会国語分科会の会議の公開について（改正案）」の説明があり、了承された。
- 5 伊東分科会長から、配布資料3、4、5を用いて、日本語教育小委員会における審議状況について説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 沖森副分科会長から、配布資料6を用いて、国語課題小委員会における審議状況について説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 沖森副分科会長及び事務局から、配布資料7、参考資料4-1、4-2を用いて、「障害」の表記に関するこれまでの考え方について説明があり、国語分科会確認事項とすることが了承された。
- 8 次回の国語分科会について、平成31年3月4日（月）午後3時から開催すること、また、会場については決まり次第事務局から連絡することが確認された。
- 9 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○平山専門官

事務局に異動がありましたので、御報告申し上げます。本年10月1日付けで、国語課担当の文化庁審議官に内藤敏也、国語課課長補佐に饗場厚が就任しました。

○伊東分科会長

それでは、開会に当たりまして、内藤文化庁審議官から御挨拶を頂きたいと思いません。

○内藤審議官

文化庁審議官の内藤です。第69回国語分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

国語分科会の委員の皆様におかれましては、日頃から国語施策及び日本語教育施策の実施に、御尽力、御指導を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年10月、文化庁では機能強化のための組織改編を行ったところです。先ほど私が担当になったとお話がありましたが、将来的な京都への移転、文化庁自体の機能強化を見据えて、今回、組織再編が行われました。かねて国語施策は、文化庁の中に二つある文化部と文化財部のうち、文化部が担当をしておりました。今回の組織再編では、部制が廃止されたことに伴い、国語課も「文化庁文化部国語課」から、「文化庁国語課」になりました。それに伴い、文化庁に審議官が二人置かれたうち、私の方が国語・日本語教育施策を担当させていただくことになりました。ただ、国語課自体の業務につきましては10月以前と基本的には変わりませんので、引き続き御指導いただければと思います。

このような組織再編と併せ、文化庁では機能強化のために様々な取組を行っており、概算要求においても、今年度予算額と比較して23.5%の大幅な増額要求をしております。特に国語及び日本語教育関係予算については、今年度2.8億円のところで、5.7億円の要求をしています。ただ、財政状況が厳しい折ですので、この要求に対してどのような査定が行われるかというのはございますが、私どもとして、今後とも国語及び日本語教育施策の必要性を訴えてまいりたいと思っております。文化庁としては、自らの機能強化を図りながら、国語施策、日本語教育施策を含めた文化関連施策の着実な実

施に取り組んでまいります。

さて、今期、国語分野におかれましては、公用文作成の在り方についての審議を重ねていただいております。一方、日本語教育分野では、日本語教育人材の養成・研修の在り方の残された課題に加え、日本語教育の資格の在り方についての審議を重ねていただいているところです。本日は、国語課題と日本語教育の各小委員会の今期のこれまでの審議状況について御報告を頂き、今後の議論を更に深めていただくための御意見を頂きたいと思っております。

本会議は、国語や日本語教育をめぐる様々な課題に対応するために、これからの国語施策及び日本語教育施策について御検討を頂く重要な場です。委員の皆様におかれましては、忌憚^{たん}のない御意見を賜り、本日の会議が実り多いものとなりますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○伊東分科会長

それでは、議事に入っていきます。本日の議事次第は、議事（１）、（２）、（３）とございます。最初に、国語分科会の運営に必要な事項として、「文化審議会国語分科会の会議の公開について（改正案）」の確認をしたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

○平山専門官

先ほど内藤審議官からの挨拶にもありましたとおり、10月1日に文化庁の組織改編がございました。それに伴い、配布資料2の「文化審議会国語分科会の会議の公開について（改正案）」における事務局の名称について、「文化庁文化部国語課」から「文化部」を落とすという改正が必要になりました。御確認いただければと思います。

○伊東分科会長

このことに関して御質問があれば、お受けしたいと思います。（→挙手なし。）よろしいですか。では、御異議がありませんので御了承いただいたものとして、「文化審議会国語分科会の会議の公開について」は、案のとおり改正することを御確認いただいたことといたします。ありがとうございました。

次の議事に移ります。本日は、今期中間時点の国語分科会ですので、国語課題小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの審議状況について経過報告をしていただき、その後、意見交換をしたいと考えております。

初めに日本語教育小委員会の審議状況について、日本語教育小委員会の主査である私から説明申し上げます。

配布資料3を御覧ください。日本語教育小委員会では、平成25年2月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で整理された11の論点のうち、「論点5 日本語教育の資格について」、「論点6 日本語教員の養成・研修について」を取り上げ、第16期、17期にわたり意見交換を行ってきました。平成30年3月に国語分科会において「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめまして、日本語教育人材を役割・段階に応じて整理し、活動分野ごとに求められる資質・能力及び教育内容や教育課程編成の目安を提示しました。

今期は引き続き、日本語教師の活動分野である就労者・難民等・海外について、二つのワーキンググループ、就労希望者・難民等を対象とする日本語教育人材の研修に関するワーキンググループと海外における日本語教育人材の研修に関するワーキンググループを設置し、審議を行ってまいりました。この二つのワーキンググループで作成

いただいた成果物を基に日本語教育小委員会で検討を重ね、配布資料4「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（二次報告案）日本語教師【初任】（活動分野：就労者、難民等、海外）研修内容」を策定しました。

この報告案は、前期第17期国語分科会で取りまとめていただいた、机上の緑色の冊子「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に追加される、二次報告という位置付けになります。

それでは、配布資料4を1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。これは、先の平成30年報告の目次と同じですが、オレンジ色のマーカー部分に、日本語教師【初任】の活動分野のうち、「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等に加えて、今期検討を行ってきた、就労者、難民等、海外という活動分野が新たに加わるという構成を予定しております。

2 ページには、「I 日本語教育人材に関する現状と課題」「1) 就労者に対する日本語教育人材」の課題として、「・留学生に対する就職支援のための日本語教育の必要性が高まり、…就労の各分野で外国人材に対する日本語教育の需要が増している。しかし、日本語教師の育成が需要に追いついていないとの指摘がある。」といったことや、「・就労の現場において、就労者に対する日本語教師に求められる資質・能力が十分示されていなかったために、就労者に対する日本語教育に関する知見がない日本語教師が研修を担当したり、日本語教育の専門性や経験を持たない事業所の職員や通訳者等が日本語教育を担わざるを得ないケースがあり、十分な教育効果・成果が得られていないという指摘がある。」などの課題が挙げられております。

3 ページには「2) 難民等に対する日本語教育人材」の課題として、「・難民として庇護を求めて来日する者の中には、初等教育を受けられなかった者が一定数いる…。…国籍国等をやむなく離れることになったショックや、迫害などの体験による極度のストレス状態など、精神的に不安定な状態にある者もおり、日本語指導に当たってはこれまでの教育環境や学習履歴に関わらず特別な配慮を要する。」といったことや、そのために、「…、難民等に対する日本語教師には、他の活動分野とは異なる資質・能力が求められることから、別の研修プログラムが必要とされる。」といったことを挙げております。

4 ページには「3) 海外に赴く日本語教育人材」の課題として、「・海外の日本語学習のニーズの高まりを受け、世界各地で日本語教育人材が求められている。…日本語教育の専門知識を有する人材の要請が増加していることから、海外に赴く日本語教師を対象とした研修を検討する必要がある。」といったことや、「・海外では、…赴任先で非母語話者日本語教師に対して指導・助言を行う立場に置かれたり、日本語教育プログラムの策定に関わらなければならなくなることがある。…初任段階であっても、必要に応じて一部中堅日本語教師や日本語教育コーディネーターに求められる研修内容を取り上げることが適当である。」といったことを挙げております。

5 ページからは表になっておりますが、各活動分野の日本語教師に求められる資質・能力の案を挙げております。5 ページが就労者、6 ページは難民等、7 ページは海外を示しております。これらの資質・能力を身に付けるための教育内容については、8 ページから13 ページに記載しております。その教育内容を基に、教育課程編成のための目安を14 ページからお示しております。

14 ページを御覧ください。ここでは、就労者、難民等、海外の活動分野の日本語教師【初任】研修の教育課程編成の目安として、実施機関、想定単位時間数、教育方法、教育内容、科目名（例）を記載しています。

この中で、海外に赴く日本語教師研修について、少し御説明をしたいと思います。18 ページを御覧ください。海外に赴く日本語教師研修の教育内容の目安です。日本語教

師【初任】の活動分野として、国内と海外を大きく分け、国内については、「生活者としての外国人」，「留学生」，「児童生徒等」，「就労者」，「難民等」を五つに分類し整理しました。海外についても、当然ながら様々な活動分野が想定されますが、今回は細分化せず、初めて当該国・地域に赴くことになった日本語教師を対象として、求められる資質・能力，教育内容等を提示いたしました。

海外に赴く日本語教師のための研修内容ですが、そのうち、対象別に研修を行う場合の例として、表の右側の「対象別（例）」が三つに区分されております。「初等・中等・高等教育機関」，「日系人」—これは継承語としての日本語教育を意味します，一番右「就労者」。この三つを挙げ、それぞれ必要とされる教育内容が分かるように、○で示しております。20 ページには、それらのうち、「就労者」を取り出した教育課程編成の目安を例として示しております。

この二次報告案の三つの活動分野については、来週より文化庁ホームページにおいて意見募集を行い、関係機関・団体の御意見も踏まえて、来年3月の国語分科会で報告を取りまとめたいと思っております。

次に、「論点5 日本語教育の資格について」ですが、配布資料5を御覧ください。まず、日本語教育能力の判定に関する、これまでの検討の経緯について御説明いたします。「論点5 日本語教育の資格について」は、第16期の日本語教育小委員会において検討を開始しましたが、「論点6 日本語教育人材の養成・研修について」の検討を先に行うこととしたため、審議が中断されていたものです。今回、養成・研修については一定のめどが立ったことから、審議を再開するものです。1枚目の中程に、平成29年2月の国語分科会に中間報告としてお示しした、「日本語教育人材の資格に関する主な意見」を挙げております。

日本語教育の資格については、日本語教育全体の質の向上の観点から、政府の閣議決定等にも盛り込まれております。配布資料5の3ページ目、別添1に挙げております「規制改革実施計画」，「未来投資戦略2018」，最近では7月の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）」においても「日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること」と書かれております。

こういった政府の動向もある中、今期、9月28日の日本語教育小委員会において審議を再開いたしまして、「日本語教育能力の判定について」ということで、本日この国語分科会が始まる前の日本語教育小委員会において議論を行ってまいりました。現在、配布資料5の2ページ目に挙げましたような論点整理を行っているところです。

「論点1 日本語教育能力の判定の必要性について」は、日本語教育分野以外の業界から専門性を有する日本語教師に対する需要が増えており、一定の日本語教育能力を証明する方策として判定が必要ではないかなどの意見を頂いているところです。資格の必要性、すなわち日本語教育能力の判定の必要性について、丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。

「論点2 日本語教育能力の判定が必要となる分野等について」ですが、別添2を御覧ください。この図のとおり、平成30年の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で日本語教育人材を役割、段階、活動分野ごとに整理をし、日本語判定能力の必要性について御意見を頂き、また、日本語教師個人だけでなく、日本語教育機関の教育の質の確保の観点からも議論を行っているところです。

「論点3 法務省告示日本語教育機関の教員の要件について」は、現在、日本語教師の資格はなく、別添3にお示ししておりますように、法務省告示基準に教員の要件が定められております。この要件を基に課題を整理して、検討を行っていきたいと思っております。

「論点4 日本語教育能力の判定の方法」についてです。三つの論点を基に、具体的方策について検討を行ってまいりたいと思います。

来年3月の国語分科会において、論点を整理し、基本的な考え方をお示しできるように、日本語教育小委員会で議論を重ねていきたいと思っております。また、引き続き来期においても審議を行いまして、平成31年度末をめどに取りまとめたいと考えております。重要なことではあります。文化審議会の計画どおり進めていきたいということをおし添えておきたいと思っております。

以上で、日本語教育小委員会からの報告を終了させていただきます。

では、今の日本語教育小委員会の報告について、何か、御質問、御意見があれば、お受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

○石黒委員

大きく二つに分かれていますので、両方について伺いたいことがあります。まず、日本語教育人材の養成・研修、就労者、難民等、海外について、伺いたいと思ひます。非常に整理されていて、これまで出ている留学生や児童生徒等のものとも合わせて、非常に一貫性がある、優れたものだと考えています。

私もよく分からない部分も大きいのですが、就労という場合、例えば留学生などでも、文学部に行く人もいれば、理工学部に行く人もいて、同じように大学における日本語教育を必要としていても、学生たちが進んでいく専門分野によって教育の内容が変わってくるところはあると思ひます。就労も、大学教育以上に多岐にわたる職業の、ICTのようなものと看護・介護とは随分、性格も違うでしょうし、広がりもある。もちろん、農業や自動車の工場など、いろいろなことが想定されると思ひますが、基本的には最大公約数的になるべきものだと理解しています。

そのような専門性について、頂いた配布資料4の中で、例えば8ページの辺りだと、全体として、社会・文化に関わる領域と言語教育法・実習の辺りにそれぞれの就労の分野別の配慮みたいなことは書かれているようにも思ひますが、その辺り、どのようにこれまで検討されてきたのかお伺ひしたいことが一つ。

あと、これも基本的なことが分かってなくて恐縮なのですが、就労者と言った場合、これから就労を目指す人なのか、あるいは、既に就労していて、実際の現場に勤めながら、例えば、ある一定時間来たりするような人も想定されているのか。その辺り、どういふ就労者を想定されているのか、その二つについてお聞かせください。

○伊東分科会長

このことはワーキンググループで深く検討してまいりましたので、ワーキングの座長である神吉委員から、御回答お願ひします。

○神吉委員

まず、一つ目の分野についてですが、御指摘のとおり非常に多岐にわたります。一つ一つ検討するのは難しいであろうと議論しまして、結果として、各就労分野横断的と言ひますか、配布資料4の2ページの上から四つ目の「日本語教育を必要とする就労者の活動分野・職種は^{ひろ}広がっている…」というところの最後の部分。「多様な業種や職種での日本語教育を行うに当たり、分野横断的な視野を持つことが求められる。」とあります。正に、石黒委員がおっしゃったように、最大公約数的にと言ひていいかどうか分かりませんが、そういった観点から作成をしております。

もう一つ、就労準備なのか、就労している人なのかというのは、今の2ページの次にございます。結論から申し上げますと、両方を対象にして考えているということ。就労のための日本語教育は、就職活動を含めた就労準備のための日本語教育と、就職後の社内外のコミュニケーションや各業界の」といふことで、両方を視野に入れて

います。その辺りは、5ページの資質・能力（案）を御覧ください。例えば、知識の「（2）外国人に対するキャリア支援に関する基礎的な知識を持っている。」とありますが、キャリア支援という観点、就職を目指すところから、就職をして、仕事をして、更にキャリアアップをしていく、様々な段階がございますので、そういったことについて幅広く理解をしておく必要があるだろうということで、設定しております。

○森山委員

就労者と難民等に共通すると思うのですが、それぞれの家族というか、子供たちをどう指導するかというのも非常に大きな問題になるかと思うのです。そういうときに、日本の小学校での日本語教育指導ということになると思うのですが、実際には、教育委員会の人材等も限りがありますので、一時的に日本語教育のクラスを担当するということがよく起こっているようです。

そういう場合の短期の研修というか、そういったことも含めての日本語教師の、特に児童生徒に対する教育の在り方の検討が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○神吉委員

配布資料5の別添2を御覧ください。過去のもものが若干拾えるかと思えます。カラーで図表になっているものですが、真ん中辺りに「（3）活動分野」とあります。その中に、上の三つの並びで「日本語指導が必要な児童生徒等」という項目がございます。この部分については、昨年度検討させていただいて、報告を出しています。ただ、今、森山委員がおっしゃったように、短期の滞在等々、様々な状況があると思えますので、その辺りはまた、今後、必要に応じて議論をする必要があるかもしれません。

○伊東分科会長

補足説明として、外国人児童生徒に対する日本語指導に関しては、学校教育内での取扱いということになりますと、文部科学省の中での取組になります。一方、子供も地域住民の一人であるということを考えますと、いわゆる放課後や生活の基盤となる地域での日本語に関わってきて、文化審議会での話となります。これについては、昨年1年掛けて議論をしてきました。

○神吉委員

補足をします。平成30年報告の冊子が皆様のお手元にあると思えますが、こちらの73ページを御覧ください。児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修ということで、教育内容、単位時間数、科目名等々、こういった形で人材育成を行っていけばいいのではないかと御提案させていただいています。

○伊東分科会長

それでは、日本語教育小委員会の説明に対する御質問はここで一旦切らせていただきまして、次に、国語課題小委員会の審議状況について、同小委員会の主査である沖森副分科会長から、御説明をお願いします。

○沖森副分科会長

それでは、今期の国語課題小委員会の審議状況について、御報告申し上げます。配布資料6を御覧ください。

国語課題小委員会では、平成25年2月に第12期の国語分科会が取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」で挙げられました「「公用文作成の要領」の見直しについて」を今期では取り上げ、公用文作成の在り方について、広い

見地から意見交換を行ってまいりました。平成 25 年の報告が取り上げていますのは、昭和 26 年に当時の国語審議会が建議し、翌 27 年に内閣官房長官依命通知の別紙として国の各府省に通知されました、「公用文作成の要領」というものです。平成 25 年の報告が特に検討すべき点として挙げていることは、大きく三つにまとめられます。

1 ページ目の枠で囲まれたところですが、一つは、この要領が作成されてから既に 70 年近くを経ている、現在から見ると実態に合わないところが少なからず生じているということ。二つ目として、この要領は、戦前の漢字片仮名交じり文で書かれた漢文調の公用文を分かりやすくするという目的は達成したものの、文体を易しくするというだけでなく、国民に対して情報を伝える際の伝え方について補うべきところがあるのではないかとということ。三つ目として、例えばインターネットなど、この要領が作成されたときには想像もできなかった形で国の府省から情報が発信されているという状況があって、そうした社会的な変化を踏まえる必要があるのではないかとということ。これら三つであります。

このような平成 25 年の報告の問題意識を受けて、これまでヒアリングを含む意見交換を行いながら、検討すべき課題を絞り込んでまいりました。意見交換やヒアリングの内容については、配布資料 6 の 7 ページ以降にまとめてありますので、後ほど時間があれば、お読みいただければと思います。

では、2 ページを御覧ください。公用文作成の在り方に関するこれまでの論点をまとめたものです。「1 検討の目的」では、情報化など、社会の変化に伴い、国の府省においても、「公用文作成の要領」が作られた時点では十分に意識されていなかった、あるいは全く想定されていなかったと考えられる文書などが発信されるようになっていくことに注目しています。また、文書を受け取る側の多様化も進んでおります。こういった部分を補うことを中心に考えていってはどうかという方向で話が進んでおります。

「2 基本的な考え方」では、公用文という、一見、一方通行にも見える書き言葉を、受け取る側に歩み寄ることによって成立する言語コミュニケーションとして捉えるということ。また、そのときに、前の期に報告しました「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」の考え方が参考になるのではないかとということが検討されております。加えて、公用文については、一般的に「分かりやすさ」が問題とされることが多いという傾向がありますが、実は、「正確さ」を確保するということがとても重要であるということも、話題になっております。「分かりやすさ」、「正確さ」、「ふさわしさ」、「敬意と親しさ」という、四つの要素のバランスを意識した文書作成ということが、今後、議論されることになろうかと思われまます。

次に 3 ページ、「3 検討の対象とする「公用文」の範囲」を御覧ください。ここでは、少し具体的な話になりますが、公用文とは何かということについて、これまで明確な定義付けは特にありませんでした。非常に硬いもので言えば、法令も広い意味での公用文に含まれますし、国の府省が発信する情報全てと考えれば、SNS のようなものも入ってくることになるかもしれません。そこで、検討するに当たっては、公用文として想定されるもののうち、どの辺りを中心として考えていくのかを、ある程度絞っておく必要がございます。

3 ページの表を御覧ください。この表では、公用文と考えられるものを便宜的に 3 段階に分けております。先ほど、公用文においては正確さというものが重要であるということを申しましたが、一番上の濃い網掛けの部分は、正に揺るぎない正確さが必要となるところとなります。言わば役所における専門用語でのやり取りの部分ということになるでしょうか。薄い網掛けのところは、専門的な事柄を広く知っていただく際に、比較的そのことに詳しい人たちを意識して書くようなものが入っております。そして、一番下の段は、もっと広く、一般の人たちに知っていただきたいことを発信するよう

なものが並んでおります。

国語課題小委員会では、広い意味での公用文のうち、特に国の府省が一般の人に直接発信するようなものに注目して検討を進めていってはどうかということが議論されております。これは、法令や法令に準ずるようなものは最初から除外するというのではなくて、一般の人々にきちんと伝わる文書がどのようなものであるのかを中心に検討することによって、公用文全体の在り方について考えていくということになっていくと思われるからです。

次の4ページ、「4 検討すべき内容について」を御覧ください。ここでは、まだ具体的にはなっておりませんが、成果物にどのような項目が盛り込まれることになるのか、また、今後どのようなことを検討していかなくてはならないのか、現段階でイメージされるものが例として列挙されております。

まず、(1)として、基本的な考え方や心構えについての検討があります。会議の中では、結局のところ文書を作成する人の心根が問題になるのではないかと、といった意見も出ております。

次に(2)として、検討の対象とする公用文について、整理できることはないかということが話題になっております。例えば、機能別、ジャンル別の分類や、伝わりにくい公用文書の分析と類型化、発信する手段・媒体ごとの整理などであります。

そして(3)には、もう少し具体的な事項が並んでおります。用字、用語、文体、符号などの使い方、文書の構成などについて、改めて提案ができるのではないかと考えております。例えば、公用文には特有の表記方法がありますが、広報誌やポスター、SNSなどでも公用文の書き表し方をきっちり守るべきかどうかといったことが問題になる場合があります。国の府省のウェブサイトなどを見ますと、実態としては公用文の表記とは異なるものも見られますが、何かそのよりどころとなるものがあるわけではありません。その辺りについても考えられるのではないかと考えられます。

また(4)です。これまでに意見として示された問題意識を、そのほかの課題として列挙しております。誰に使ってもらうことを想定して成果物を作成するのか、古くなっている「公用文作成の要領」をどのように扱うべきか、多様化する社会への配慮をどのように盛り込むべきか、必要な調査として、どんなことが考えられ、何が可能か、といったことが課題になろうかと思われまます。

以上、このテーマにつきましては、ようやく検討の方向が定まってきたという段階であります。今後、国語分科会だけでの閉じた議論にならないよう、関係する部署などとも連携を取りながら、実際に公用文の作成において役立てていただけるような成果物ができるように、事務局の協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。

以上、国語課題小委員会からの審議状況の報告を終わります。

○伊東分科会長

今の国語課題小委員会の審議状況の報告について、何か、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

○神吉委員

御報告の6ページの一番上に「○ 構成」という検討のターゲットが記載されておりますが、この点については、いわゆる論理構成みたいなことも含めて御議論なさる予定なのか、どうなのか、その辺りについて御教示いただければと思います。

○沖森副分科会長

具体的にまだ議論が進んでおりませんが、今御指摘のあった文書の構成について、全般に取り上げられる範囲で取り上げていきたいと考えております。今後の検討課題

とさせていただきますと思います。

○伊東分科会長

私たち、公用文と言ったときに、それぞれの文をイメージするかということ、配布資料6を拝見しながら、きれいにまとめていただいたので、改めて、なるほどと感じました。また、扱う分野もある程度明確になったなということも勉強させていただきました。

○野田委員

6ページの下から二つ目の「○ 多様化する社会への配慮」という点ですが、こういう観点は非常に大事だと思いますし、もう一つの日本語教育小委員会の方とも関係すると思います。しかし、文末が「考えてもいいのではないか。」とほかとは大分ニュアンスが違いますが、これは、将来的に考えようぐらいのことなのか、どの程度なのか分からなかったのですが、その辺をお聞かせいただければと思います。

○沖森副分科会長

ここでは、日本語を母語とする人々に向けてというのを第一に、我々は考えております。しかし、今後、日本語教育小委員会とも連携しながら、もう少し幅広く議論をしていかなければいけないということは感じております。取りあえず今期の報告は日本語母語話者を中心としていくということを暗に絞って表現してあるということで御理解いただければと思います。

○松岡委員

今のことに関連する話かと思いますが、4ページ「(1) 基本的な考え方、心構え」のところの最後の「相手に歩み寄ろうとする言語コミュニケーションの一つとして捉える。」という、この「相手」というのは具体的にどういう方を想定していらして、「歩み寄る」というのはどういうイメージなのか。少し例を挙げていただくと有難いのですが、よろしくお願いします。

○沖森副分科会長

文書を作成する側と文書を読む側ということを考えておきまして、文書を作成する側が読み手に対して歩み寄るということを考えております。具体的な文書の例と言いますのは、SNSなどの内容と言いますか、SNSで扱うようなものも含めて、一般の人々に向けて発信するという、特に一般の人々というところを意識して、今回、この文言を使わせていただきました。

○伊東分科会長

特段、ほかに御意見や御質問がなければ、国語課題小委員会の報告に対する御質問はここで打ち切らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(→ 挙手なし。)

次に、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)(案)」についての議事に移りたいと思います。この件については、これまで国語課題小委員会の方で検討が行われてまいりました。それでは、沖森副分科会長から、御説明をお願いいたします。

○沖森副分科会長

この件については、特に日本語教育小委員会の委員の方々には初めて具体的なお話

を申し上げることになりますので、少しお時間を頂いて、説明させていただきます。

参考資料4-1と2を御覧ください。「ショウガイシャ」と書くときにどのような漢字表記を用いるのかということが、問題にされることがあります。このことに関連して、去る5月30日に、これは参考資料4-1ですが、衆議院文部科学委員会で、そして6月12日には、これは参考資料4-2ですが、参議院文教科学委員会で、政府に対して、「ショウガイ」の表記に関して、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うよう求める決議がなされました。この二つの委員会決議は、来る東京オリンピック・パラリンピックをきっかけとする法律の改正に合わせて行われたものです。

決議は政府に所要の検討を求めるものでありますが、焦点の一つに「常用漢字表への追加の可否」ということが挙げられております。現在用いられている常用漢字表は、平成17年から22年に掛けて国語分科会漢字小委員会で検討されたものです。その漢字小委員会の流れを受け継ぐのが現在の国語課題小委員会ですので、国会の委員会決議が取り上げたこの課題について、7月の国語課題小委員会から委員の皆様方と課題を共有し、主査打合せ会を設置するなどして、意見交換を行ってまいりました。これまで、4回の国語課題小委員会と3回の主査打合せ会で、この課題を扱っております。本日は、これまでの検討に基づいて、配布資料7として用意した提案をしたいと考えております。

国語課題小委員会では、常用漢字表を改定するということになりますと、相応の審議が必要になるであろうと認識しております。とはいえ、できるだけ早く国語分科会としての考え方を整理しておく必要もあるとも考えました。そこで、まずは平成22年に改定された常用漢字表の基本的な性格に基づく範囲で、法令等を除けば、現状でも「障害」と異なる表記を用いることが可能であるということ国語分科会として改めて確認しておきたいということで、配布資料7のような案をお示ししております。可能であれば今日この場でこの案を国語分科会の確認事項として御了承いただき、その上で、今後、追加の可否について国語課題小委員会で検討してまいりたいと考えております。

それでは、これまでの経緯なども含めて、事務局から少し詳しい説明をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○武田国語調査官

過去に遡る必要などがございますので、少し複雑な話になります。ですから、丁寧に説明申し上げたいと思っております。沖森主査の話と多少かぶるところもあるかもしれませんが、お許してください。

まず、そもそもの前提となる話として、常用漢字表について御説明したいと思っております。机の上に白いA4判の冊子があります。これは平成22年6月7日に文化審議会で答申していただいた「改定常用漢字表」です。この検討の中心となったのが、先ほどのお話にあった、国語分科会漢字小委員会というところでした。その後、政府内の協議を経て、もう一つ、A5判の小さい冊子「国語関係告示・訓令集」の真ん中辺りを開いていただくと漢字表があるのですが、これが、答申の後に内閣告示という形で実施されている、「改定」が取れた「常用漢字表」になります。官報に掲載されて、世の中に広く示されております。

配布資料7の2ページ、「参考」を御覧ください。この「2」に、常用漢字表の性格の要点が示されています。「常用漢字表の基本的な性格は、「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申）の「基本的な考え方」が示すとおり「一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を

書き表すための、新たな漢字使用の目安」である。」ということになります。

先ほど公用文の議論がありました。国の役所で法令あるいは公用文を検討するときを使う漢字は、この常用漢字表に沿って、ここにあるものを使うということになっております。このことについては、また別の規定があって、その中で常用漢字表に従って文書を作るということが決められています。常用漢字表は、法令や国の公用文では一つの言葉に対して一つの表記が対応するように使われていますが、しかし、一般の社会、一般の方々に向けては、そのような制限的なものではないという考え方があります。常用漢字表の前書きの1～5を御覧ください。

まず、1番目には、「この表は、…一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。」とあります。常用漢字表は「目安」とされています。なぜ「目安」ということが大事かと申しますと、漢字表については、戦後すぐ、昭和21年に「当用漢字表」というものができます。これは制限的な表で、1,850の漢字の範囲で漢字を使ってくださいという考え方でした。そこにはないものは、違う言葉に置き換えるか、仮名を使うという、そういった表でした。

ところが、それでは十分ではないという声も高まってきます。そのような中で、昭和56年に、当用漢字表を廃止して、常用漢字表ができます。昭和56年から、制限的な性格を改めて、「目安」としたわけです。

5番目を御覧ください。「この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。」とあります。常用漢字表にない漢字を使ったり、あるけれども使わないといった判断をしたりするのも、個々の事情に応じてできますようになっています。そういった「目安」の表になっているわけです。

さて、現在は、平成22年に改定された常用漢字表が使われているわけですが、本日、こういった検討をしていただくきっかけとなったのが、配布資料7の同じく2ページ目の「1」にある、国会の二つの委員会決議です。これらを詳しく読みますと、両院の決議はほとんど同じものなのですが、部分的に違うところがあります。衆議院の方では「障害者の選択に資する観点から」という言い方、参議院の方では「障害者の意向を踏まえて」という言い方をしています。その上でそれぞれ「「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。」と言っています。そういった違いはあるのですが、両方とも、この追加の可否ということを含めた、所要の検討を政府に求めたものです。

この決議を受けて、国語課題小委員会では直ちに検討を始めていただきました。その中で一つ話題になったのは、「追加の可否の検討」ということをしっかりとすることになりますと、常用漢字表の選定基準そのものに影響する面があるであろうということです。例えば、「障害者の選択に資する観点」といった提案がありますが、これは、一つの言葉に一つの漢字表記を当てるという常用漢字表の中の考え方に従いますと、そことぶつかってしまう面があるわけです。ですから、国語施策の観点から常用漢字表の改定ということを考えますと、これは相応の審議が必要になるだろうということが話題になっております。そこで、まずは平成17年から22年と、5年以上掛けて国語分科会で審議をしていただいた内容を整理して、もう一度、その範囲の中で確認できることがないかということで、今回の御提案になっているということです。

ここまで御理解いただいた上で、配布資料7の1ページに戻っていただきたいと思います。1ページの囲みの中、これが今回の確認事項になります。まず、2段落目までを読み上げたいと思います。

1段落目、「常用漢字表は、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の「目安」であり、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましいとされている。ただし、この表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではない。個々の事情に応じて適切な考慮を加える

余地のあるものである。」

2段落目、「現在、「ショウガイ者」の「ショウガイ」は、法令や国の公用文では、常用漢字表に従い「障害」と表記することになっている。しかし、常用漢字表は、地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではない。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」

ここまでが、確認事項の要点、中心となる情報になるかと思えます。これは、新しい判断をしているというよりは、これまでの考え方を改めて国語分科会として確かめて共有しようというものです。実際、例えば「絆^{きずな}」という漢字がありますが、これは常用漢字表にはありません。でも、いろいろなところでこの字が使われていて、皆さんが読めて、また書ける字になっているかもしれません。このように表にない漢字を用いたり、あるいはあえて仮名を使って書いたりということは、そもそも常用漢字表の考え方の中にあるということになります。また、「ショウガイ」についても、「害」を使わない幾つかの表記を日常的に見ることがあるかと思えます。そのように、法令や国の公用文以外では、それぞれの考え方に基づいた表記を使うことができることを確認しています。

続いて、3段落目の「なお」以降を読み上げたいと思えます。

3段落目、「なお、国語分科会では、平成22年の常用漢字表改定の際に国語施策の観点から「碍」の追加の可否に関する検討を行い、歴史的な経緯等を踏まえた上で、出現頻度や造語力等の選定基準に照らし、この時点においては追加しないという判断に至った。そして、今回の国会からの決議を踏まえ、改めて議論を開始したところである。」

4段落目、「その際、国語施策からの検討に加え、広く社会全体で常用漢字表の「目安」としての性格を共有し、それぞれの分野で、様々な観点から「ショウガイ」の表記について考えること、また、これまでの経緯も考慮し、障害者施策の観点からも、表記の在り方について、障害当事者等の意向を踏まえて必要な検討が進められることも重要であると認識している。」

3段落目ですが、ここでは、「碍」の問題については平成22年の常用漢字表の改定のときにも検討されたということ述べています。ここは少し詳しく御説明します。

配布資料7の3ページを御覧ください。ここに「3 常用漢字表改定の経緯」というところがあります。常用漢字表の改定のときには、意見募集を行いました。その中で、「碍」を追加してほしいという希望が多く寄せられました。

「碍」という字について少し説明しますと、現在でも電柱の上に白い陶器が乗っているのを見ることがありますが、あれは「碍子（がいし）」と言います。その碍子の「碍」であったり、あるいは「融通無碍（ゆうずうむげ）」の「碍」であったりに使われることなどがあります。

明治以降、「ショウガイ」と書くときに、この字が使われることがありました。そういった歴史のある言葉です。また、この「碍」という1字を漢和辞典で引きますと、「妨げ」、「邪魔」といった意味が出てきます。「害」にも、辞書を見ると「妨げ」という意味がありますが、加えて「損なう」とか「傷つける」というような意味もありますので、「害」を使うより「碍」の方がいいのではないかとといった御意見がありました。また、寄せられた御意見の中には、本来、「ショウガイ」という言葉は「障碍」の方を使うのが正しくて、戦前には「障害」は使われていなかったのではないかとといったものも含め、様々な見解がありました。

そこで、当時の国語分科会では、当事者や関係者の方々によっては、「害」の字を使いたくないという人たちがいらっしゃるということに配慮しながら、「ショウガイ」という言葉の歴史的な経緯について、時間を掛け、慎重に整理を行いました。3ページ

(2)を御覧ください。そのときの整理として、まず、「障害」も、江戸時代の末期からあったということ、それから、明治期に、「ショウガイ」というのは、「障害」と「障碍(礙)」の表記が両方とも使われていたということを確認しました。ここに「礙」という字がありますが、これは元々の「ガイ」という字で、「碍」は同字種の別字体になります。「障害」と「障碍(礙)」とは、ほとんど同じような意味で使われていて、明確な使い分けはなかったのではないかと考えられます。

それから、戦後、当用漢字表と常用漢字表に「害」が入りましたから、その影響で「障碍(礙)」という表記がどんどん少なくなっていくというのは事実であろうということ。ただ、「障害者」という言い方が広く使われるようになったのは、戦後になってからであろうと考えられます。戦前にも見られますが、一般的に広がったのは戦後であろうということです。それからもう一つ、「障碍(礙)」という言葉は「障害」よりも以前からあったものですが、明治期までは「ショウゲ」と読まれる場合も多かったということ。そして、「ショウゲ」と読まれる場合について、経緯、用法などを踏まえる必要があるであろう。そういったことが確認をされています。詳しくはURLが載っておりますので、ここから当時の国語分科会の資料を御覧いただけます。

今度は、3(1)を御覧ください。今お話ししたような歴史的な経緯を踏まえた上で、当時の国語分科会は、国語施策の観点からは、常用漢字表の字種選定基準に照らして考えたときに、「碍」については追加しないという判断をいたします。ただ、そのときちょうど、内閣総理大臣を筆頭にして、内閣のメンバーで構成された「障がい者制度改革推進本部」というものが政府に設置されていました。これは閣議決定で設置されていたものです。その組織が「ショウガイ」の表記をどうするかということを検討課題の一つに挙げていました。ですから、国語分科会は、国語施策の観点、国語の観点からはこれは追加しないけれども、「障がい者制度改革推進本部」が検討して、その結果、社会全体で表記をどうするかということについて何かしらの決定がなされれば、それを受けて改めて検討するというのを、先ほどお示しした答申の中に書き込んでおります。それが、当時の国語分科会の結論でした。

その後の「障がい者制度改革推進本部」での検討はどうなったのかということ、3(3)に載せております。「障がい者制度改革推進本部」は、その下に「障がい者制度改革推進会議」を設置します。これは当事者の方々を中心とした、大きな会議でした。平成22年12月17日ですから、ちょうど常用漢字表が内閣告示として実施されてすぐ後ですが、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」というものが取りまとめられます。2段落目を読み上げたいと思います。

「この中では「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考え方にに基づき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において、新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない」、「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである」とするとともに、「表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくすべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである」としている。」

このように、そのときの当面の結論が示されております。ただ、常用漢字表の答申、「改定常用漢字表」の中で、もしも何か決まれば検討しますと言ったわけですが、その検討を開始するような決定事項ではなかったということです。

その後、「障がい者制度改革推進会議」は廃止され、「障害者政策委員会」というところで、障害者施策については検討されるようになっていきます。この委員会でも平成24年の報告でこの件について触れておりますが、そこでは「法制上の「障害」の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今

後の国民，特に障害当事者の意向を踏まえて検討する」と書かれています。そして，現在に至っているということになります。

最後に，配布資料7の1ページに戻っていただいて，四つ目の段落を御覧ください。先ほど読み上げましたが，国会の決議は「追加の可否の検討」を求めていますので，その部分については国語分科会で今後も御検討いただく予定になっています。その検討とは別に，ほかにどんなことが重要であるかということ，国語分科会の考え方として付け加えています。

先ほどから申し上げていることですが，一つは，常用漢字表というのは，分かりやすく通じやすい文章を書き表すための大切な「目安」ではあるけれども，ただ，それ以外を排除するような制限的なものではないということを広く理解していただくのが必要であろうということ。二つ目に，その上で，それぞれの分野で，また様々な観点から，この表記の問題について考えていただく必要があるであろうということ。三つ目として，平成22年の経緯も踏まえて，障害者施策の観点において「今後の国民，特に障害当事者の意向を踏まえて検討する」ということが言われておりますので，そういった検討が進むことが大切であろうということも付け加えております。

以上，確認事項（案）につきまして，その内容と，背景にある経緯について，時間を頂いて説明いたしました。

○伊東分科会長

それでは，今の「「障害」の表記に関するこれまでの考え方」，そして，今回，この分科会で改めて確認するという点に関して，御意見，御質問があれば，お受けしたいと思えます。説明に複雑な部分もありましたので，その点に関する事実確認の質問もお受けしたいと思えますので，お願いいたします。（→ 挙手なし。）

御意見がないと理解してよろしいのか，思案中なのか，分かりませんが，特に御意見がなければ，今回の「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」，この考え方は，提案のとおり，国語分科会として確認することとしたいと思えますが，よろしいでしょうか。（→ 了承。）

どうもありがとうございました。それでは，「「障害」の表記に関するこれまでの考え方」は，案のとおり，国語分科会として確認することといたしますので，よろしくお願い致します。

これで，第69回文化審議会国語分科会を終了いたします。ありがとうございます。